

その後のナップスター訴訟  
—オンライン音楽配信サービスをめぐる動向—

弁護士 山本隆司  
米国カリフォルニア州弁護士 増田雅子

ナップスター訴訟 (*A&M Records, Inc. v. Napster, Inc.*, 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)) は、オンライン音楽配信サービスが、現行のアメリカ著作権法上直面せざるを得ない問題を浮き彫りにした。控訴審判決を受け、連邦議会が著作権法修正に向けた動きを見せる一方、オンライン音楽配信サービス業界においてはナップスター訴訟の教訓を踏まえたビジネス展開が見られる。

## 1. 訴訟の展開

ナップスター訴訟は、1999年12月6日に提起され、2000年8月18日に連邦地裁がナップスターの責任を認めて一時的差止命令を下し、その後、今年2月12日に第9巡回区連邦控訴裁判所がこれを一部支持・一部破棄の上連邦地裁に差し戻す判断を行った。これを受け、連邦地裁は今年3月5日に、一時的差止の範囲を修正する命令を下した。この一時的差止命令に関して2つの手続が進行している。

第1の手続は、一時的差止命令に履行に関する紛争である。ナップスターは、連邦地裁の一時的差止命令を受けて、システムの変更等、原告レコード会社の権利を侵害するとされるファイルの送信を防止する措置をとったが、レコード会社がナップスターに対してレコード名・アーティスト名・ファイル名等を提供するのを怠っている等と主張した。これに対して、原告レコード会社側は、原告が一時的差止命令に基づく義務を十分に履行しているのに、ナップスターが採った措置は不十分であって一時的差止命令に違反していると主張した。両当事者の主張を受け、連邦地裁は、7月10日に、ナップスターのシステムが「侵害にあたるファイルを完全に除去するまで」再開することを禁止する命令を下した。ナップスターはこれに対して緊急控訴を行い、7月18日、連邦控訴は、連邦地裁の命令を一部支持・一部破棄の上差し戻し、ナップスターのサービス再開を認めた（ただし、実際にはシステムの問題等から再開されていない）。

第2の手続は、一時的差止命令そのものに対する不服申立てである。ナップスターは、他方で連邦地裁の一時的差止命令について連邦控訴に控訴した。その理由として、ナップスターは、(1) 連邦地裁の命令は、侵害にあたるファイルの監視・除去についてナップスターがなすべき行為の範囲を明確に示していないこと、(2) 連邦地裁はナップスターのサービス再開の可否を認めるにあたって鑑定人の判断のみに依拠しているが、これは鑑定人に対して過度の権限を付与するものであること、(3) 連邦地裁は7月10日の命令を下す権限を有しないこと、を挙げている。

## 2. 立法の動向

個々のユーザーの行為が直接侵害にあたり、ナップスターはユーザーの侵害行為について寄与責任・代位責任を負う。そこで、オンライン音楽配信サービスを何らかの形で適法なものとするよう、著作権法を改正する二つの動向が見られる。その第1は、オンライン音楽配信サービスのユーザーの一定の行為を合法化することにより、オンライン音楽配信サービス業者の寄与責任・代位責任の根拠をなくそうとするものである。第2は、オンライン配信サービスについて強制使用許諾 (compulsory license) を認めることにより、オンライン音楽配信サービスを合法化しようとするものである。

#### (1) ユーザーの行為の合法化

まず、昨年9月25日に下院に提出された「2000年音楽所有者鑑賞権法」(Music Owners' Listening Rights Act of 2000, H.R. 5275, 106th Cong. (2000)) 案は、録音物を収録したレコードをユーザーが適法に保有することを送信業者に証明することができることを条件として、(1) その録音物およびこれに含まれる非演劇的音楽著作物をデジタル送信によって実演すること(「個人的インタラクティブ実演 (personal interactive performance)」) および(2) 送信業者が「個人的インタラクティブ実演」を送信するために録音物のレコードまたはコピーを作成することを、合法化するものである。具体的には、既にCD等を適法に保有するユーザーが、これに含まれる音楽データをインターネット上のサーバーにアップロードしておき、別のコンピュータからアクセスして聴くという「スペース・シフティング」を合法化しようとするものである。この法案は、直接にナップスター訴訟を受けたものではないが、ナップスターの責任の前提である「ユーザーによる直接侵害」の成否に関連するものである。すなわち、MP3訴訟(*UMG Recording Inc. v. MP3.com Inc.*, 60 PTCJ 11 (SDNY 4/28/00))で違法とされた行為を、合法化しようとするものである。

同法案は昨年10月4日に下院司法委員会の裁判所・知的財産小委員会に付託されたが、その後の動きはない。

#### (2) 強制使用許諾制度の拡充

連邦議会においては、今年4月3日に上院司法委員会が、5月17日に下院司法委員会裁判所・インターネット・知的財産権小委員会が、それぞれインターネットにおける音楽産業のあり方に関する公聴会を開催した。いずれにおいても、著作権法第115条に基づく強制使用許諾制度がオンライン音楽配信サービスに適用されるかが焦点となった。

こうした中、8月2日に「2001年音楽オンライン競争法」(Music Online Competition Act of 2001, H.R. 2724, 107th Cong. (2001))が下院に提出された。この法案には、強制使用許諾を一定の音楽著作物のオンライン配信にも適用するよう著作権法第115条を修正する規定が含まれている。また、関連会社に対する使用許諾条件を他の善意の事業者に対する使用許諾条件と同等のものとするべき規定(第114条(h))を強化することによって、著作権者たるレコード会社が音楽コンテンツの配信に関して差別的な取り扱いを行うことを阻止しようとする。

この法案に対しては、既存のオンライン音楽配信サービスやアーティストの賛同がみられるが、レコード会社やアメリカレコード協会が反対している。

### 3. 業界の動向

ナップスター訴訟控訴審判決の後、ナップスターの利用者は激減した。しかし、これはオンライン音楽配信サービスの利用者が減少したことを意味するものではない。

#### (1) ピア・ツー・ピア音楽データ交換サービス

まず、ナップスター訴訟は、ナップスターと競合しうる他のピア・ツー・ピア音楽データ交換サービスの出現・台頭をもたらした。ナップスターの利用者が減少する一方で、**Bodetella**、**Audiogalaxy** 等他の無料音楽データ交換サービスの利用者は増加している。これらのサービスの中には、ナップスターのようにデータ交換の中核となるサーバーを置かずにピア・ツー・ピアのデータ交換を可能にすることによって、著作権侵害にあたるデータ交換が探知しにくくなっているものもある。

#### (2) 大手レコード会社の参入

他方、オンライン音楽配信サービスに対する需要は高く、アメリカ国内だけでも、オンライン音楽配信サービスの売上は2001年には10億ドル、2006年には62億ドルに達すると予測されている（ジュピター・メディア・メトリックス社の7月23日付け調査）。こうした中、著作権者であるレコード会社自らがオンライン音楽配信市場に参入してきている。

今年4月には、AOLタイム・ワーナー、ベルテルスマン、EMIグループの各大手レコード会社とリアルネットワークスが参加する「ミュージックネット」の設立が発表された。また、ソニー・ミュージック・エンタテインメントとユニヴァーサル・ミュージックの「デュエット」（後に「プレスプレイ」と改称）も今夏からの営業開始を発表した。いずれも、参加するレコード会社から使用許諾を受け、提携するネットワーク・サービス（前者はアメリカ・オンライン、後者はヤフー、マイクロソフト）を通じて音楽データを配信するものであるが、大手レコード会社が保有する多数・高品質の音楽コンテンツを合法的に提供できるという点において、既存のオンライン音楽配信サービスに対して優位に立ちうる。

他方、大手レコード会社がその保有する音楽コンテンツを独占し、他社の参入を阻害するのではないかと懸念も根強い。前述の「音楽オンライン競争法」案も、大手レコード会社によるオンライン音楽配信市場の独占を排除し、中小・独立系サービス会社の参入をも可能にすることを意図している。さらに、アメリカ連邦司法省は、ミュージックネットやプレスプレイに対して反トラスト法違反の可能性に関する調査を開始したと報道されている。このような動きは、オンライン音楽配信サービスとの関連における現行の著作権法の枠組み、特に任意的使用許諾のあり方を左右するものとなる。

### 4. 終わりに

以上のとおり、ナップスター訴訟で表面化したオンライン音楽配信サービス・ビジネスへの対応として、連邦議会は、現行の著作権法を修正することによってオンライン音楽配信サービスを合法化しようとし、他方、レコード会社は、現行の著作権法の枠組みの中での任意的使用許諾に基づくオンライン音楽配信サービスを確立しようとしている。